

◎ 国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律

律等の一部を改正する法律

(平成二十二年二月三日法律第六一号)

一、提案理由(平成二十二年一月一日・衆議院総務委員)

○片山国務大臣 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

.....(略).....
引き続きまして、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、本年八月十日の人事院からの意見の申し出を踏まえ、一定の常時勤務することを要しない職員について、仕事と生活の両立を図る観点から、育児休業等を行うことができる

ようにするため、国家公務員の育児休業等に関する法律等について改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正であります。

一定の常時勤務することを要しない職員について、子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六カ月に達する日までの間で人事院規則で定める日まで育児休業をすることができるようにしております。

また、再任用短時間勤務職員を除く一定の常時勤務することを要しない職員について、三歳に達するまでの子を養育するため、一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないことができるようにしております。

さらに、防衛省の職員への準用について、必要な読みかえを行うこととしております。

第二に、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正であります。

一定の常時勤務することを要しない職員について、子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六カ月に達する日までの間で条例で定める日まで育児休業をすることができるように

することとしております。

また、再任用短時間勤務職員等を除く一定の常時勤務することを要しない職員について、三歳に達するまでの子を養育するため、一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないことをすることができるようになることとしております。

第三に、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正であります。

国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける国家公務員のうち、再任用短時間勤務職員以外の一定の常時勤務することを要しない職員について、介護休業をすることができるようになることとしております。

また、当該介護休業の承認の請求を受けた農林水産大臣等は、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障があると認められる日または時間を除き、これを承認しなければならぬこととし、ただし、休業をすることができないこととするに ついて合理的な理由があると認められる者として厚生労働省令で定めるものに該当する者は、この限りでないこととする こととしております。

さらに、特定独立行政法人の職員及び地方公務員への準用に ついて、必要な読みかえを行うこととしております。

国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律

このほか、施行期日について規定するとともに、関係法律に ついて必要な規定の整備を行うこととしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及びその内容の概要であ ります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願 いいたします。

二、衆議院総務委員長報告（平成二二年一月一八日）

○原口一博君 ただいま議題となりました各案につきまして、 総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、各案の要旨について申し上げます。

………（略）………
次に、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正 する法律案は、本年八月の人事院の意見の申し出を踏まえ、一 定の常時勤務することを要しない職員について、仕事と生活の 両立を図る観点から、育児休業等を行うことができるようにす るため、国家公務員の育児休業等に関する法律等について改正 を行おうとするものであります。

以上の各案は、いずれも、去る十一日、本会議において趣旨 説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日、片山

総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、一括して質疑に入りました。去る十六日、質疑を終局いたしましたところ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、みんなの党から修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。次いで、各案及び修正案について討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年一月一六日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法の施行に当たっては、地方公共団体の臨時・非常勤職員の職種や任用方法、処遇等が多岐にわたること及び各地域が置かれている状況に相違があることに十分配慮し、地方公共団体の臨時・非常勤職員の勤務実態及び本法の施行に伴う

影響について調査を行い、これを踏まえて地方公共団体に必要な助言及び情報提供を行うよう努めること。

- 二 本法案に定めるもののほか、地方公共団体における非常勤職員の勤務条件の在り方について、実態に即した環境の整備に向け検討すること。

三、参議院総務委員長報告(平成二十二年一月二六日)

○那谷屋正義君 ただいま議題となりました六法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の意見の申出にかんがみ、一定の国家公務員及び地方公務員の非常勤職員について、仕事と生活の両立を図る観点から、育児休業等を行うことができるようにするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、公務員に対する労働基本権付与の検討状況、人事院勧告を超える給与削減の具体的方策とスケジュール、公務員の定員純減及び国の出先機関改革の必要性等について質疑が行われました。

.....(略).....

次いで、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して松下新平理事より、一般職給与法改正案の原案及び修正案並びに特別職給与法改正案に反対、公務員育児休業法改正案に賛成、日本共産党を代表して山下芳生委員より、一般職給与法改正案の原案及び修正案に反対、特別職給与法改正案及び公務員育児休業法改正案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

.....(略).....

次に、特別職給与法改正案は多数をもって、公務員育児休業法改正案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、公務員育児休業法改正案に対し、附帯決議が付されております。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二二年一月二五日）

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方公共団体の臨時・非常勤職員の職種や任用方法、処遇等が多岐にわたること及び各地域が置かれている状況に相違があることに十分配慮し、地方公共団体の臨時・非常勤職員

の勤務実態及び本法の施行に伴う影響について調査を行い、これを踏まえて地方公共団体に必要な助言及び情報提供を行うこと。

二、本法に定めるもののほか、地方公共団体における非常勤職員の勤務条件の在り方について、実態に即した環境の整備に向け検討すること。

右決議する。